

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 告示

### 目次

口頭により開示請求をすることができる個人情報に関する告示の一部改正(一六七・情報公開課)

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(一六八・税務課)

生活保護法による医療機関の指定(一六九・福祉政策課)

生活保護法による施術者の指定(一七〇・福祉政策課)

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(一七一・横手保健所)

国土調査の指定(一七二・農山村振興課)

保安林の指定(一七三・森林整備課)

既存の大規模小売店舗の変更に係る届出(一七四・商工業振興課)

争議行為の予告(一七五・労働政策課)

道路区域の変更(一七六、一七七・道路環境課)

道路の供用開始(一七八・道路環境課)

道路区域の変更(一七九・道路環境課)

開発行為に関する工事の完了(一八〇・由利建設事務所)

建築基準法による道路位置の指定(一八一・由利建設事務所)

## 公告

県営土地改良事業の換地処分(北秋田総合農林事務所)

県営土地改良事業の換地処分(由利総合農林事務所)二件

県営土地改良事業計画の決定(秋田総合農林事務所)

市町村営土地改良事業の施行の同意(仙北総合農林事務所)

## 告示

秋田県告示第六十七号

口頭により開示請求をすることができる個人情報に関する告示(平成十三年秋田県告示第二百十九号)の一部を次のように改正する。

平成十五年三月七日

秋田県知事 寺田典城

表介護支援専門員実務研修受講試験の項を削り、同表中

農林技術課
畜産課
〃
林業政策課

を

に改める。

農林政策課
〃
〃
秋田県振興課

秋田県告示第六十八号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、秋田県税条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)第五十二条の二第四項の規定に基づき、告示する。

平成十五年三月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 氏名又は名称 丸高商事株式会社 代表取締役 高橋 寛
- 二 主たる事務所又は事業所の所在地 大館市御成町三丁目五番五十六号
- 三 指定取消年月日 平成十五年一月十六日

秋田県告示第百六十九号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一

号の規定に基づき、告示する。  
 平成十五年三月七日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
花のまち歯科医院	奈良潤一郎	鹿角市花輪字蒼前平七十二番地一	歯科、矯正歯科、歯科 口腔外科	平成十五年一月二十九日

秋田県告示第百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定

したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十五年三月七日

秋田県知事 寺田典城

氏 名	住 所	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	業 務 の 種 類	指 定 年 月 日
淡路真也	南秋田郡昭和町大久保字堤の上四十七番地三	リフレッシュ 大久保	南秋田郡昭和町大久保字堤の上四十七番地三	あん摩マツ サージ指圧	平成十五年二月十三日

秋田県告示第百七十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年三月七日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
-----	-------	-----------

秋田県告示第百七十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定したので、同条第五項の規定に基づき、公示する。  
 平成十五年三月七日

秋田県知事 寺田典城

加賀谷小児科・ 皮膚科医院	秋田県横手市中央町六番三号	平成十五年二月二十八日
------------------	---------------	-------------

郡市町村大字字地番	森 林 の 所 在 場 所	全 面 積 (台帳見込み) (平方メートル)(ヘクタール)	保安林指定 見込面積 (ヘクタール)	指定の目的	指 定 施 業 要 件	
					伐採種別 標準伐期齢	立木の伐採の方法 特別伐採の場合 その他 立木の伐採 の限度並び に植栽の間 及び
(一)	調査の種類 地籍調査 指定年月日 平成十五年二月二十八日			(一) 調査期間 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで		
(二)	調査の種類 地籍調査 指定年月日 平成十五年二月二十八日			(二) 調査期間 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで		
(三)	調査を行う者の名称 男鹿市			(三) 調査を行う者の名称 大森町		
(四)	調査地籍 男鹿市大字船川港南平沢の一部			(四) 調査地籍 平鹿郡大森町大字八沢木の一部及び大字上溝の一部		
(五)	調査期間 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで			(五) 調査期間 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで		
(一)	調査の種類 地籍調査 指定年月日 平成十五年二月二十八日			(一) 調査の種類 地籍調査 指定年月日 平成十五年二月二十八日		
(二)	調査の種類 地籍調査 指定年月日 平成十五年二月二十八日			(二) 調査期間 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで		
(三)	調査を行う者の名称 大館市			(三) 調査を行う者の名称 河辺町		
(四)	調査地籍 大館市大字粕田の一部			(四) 調査地籍 河辺郡河辺町大字畑谷の一部、大字豊成の一部及び大字戸島の一部		
(五)	調査期間 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで			(五) 調査期間 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで		

秋田県告示第百七十三号  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、  
 次の森林を保安林に指定する。  
 平成十五年三月七日  
 秋田県知事 寺田典城

(「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田総合農林事務所並びに南秋田郡五城目町役場に備え置いて縦覧に供する。)

南秋田郡	五城目町	内川浅見内	大場	一九六の	八四九、〇四六	八四・九〇四	八二・六〇四	水源のかん養	伐採種を定めない	主伐として伐採をすることができ、立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとす	(附属明細書のとおり)	(附属明細書のとおり)
------	------	-------	----	------	---------	--------	--------	--------	----------	--	-------------	-------------

秋田県告示第百七十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。  
 平成十五年三月七日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社秋田ショッピングセンター 代表取締役 井川 束 良  
秋田市中通二丁目八番一号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
秋田ショッピングセンター  
秋田市中通二丁目八番一号
- (三) 変更しようとする事項  
小売業を行う者の閉店時刻

株式会社イトーヨーカ堂 外三十三者

- ア 変更前 午後八時 ただし、年間六十日は午後九時
- イ 変更後 午後九時
- (四) 変更する年月日  
平成十五年三月一日

二 届出年月日

平成十五年二月二十日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
秋田市役所 商業観光課
- (二) 縦覧期間  
平成十五年三月七日から同年七月七日まで
- 四 意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
意見を述べる者の氏名及び住所  
意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (二)(一)

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第百七十五号

平成十五年二月二十七日鷹巣病院労働組合執行委員長松坂金浩から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十五年三月七日

秋田県知事 寺田典城

一 事件

- (一) 賃金の改善に関する事。
- (二) 職員増員に関する事。
- (三) 夜勤制限協定の締結に関する事。
- (四) 労働条件の改善に関する事。

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧新別	旧					
新	旧	百七号	百七号	平鹿郡山内村大沢字矢櫃六〇番二から横手市大沢字羽根山六〇番一まで		一一・五〇〇、四六・〇〇〇	一・〇九二
百七号				"		一一・五〇〇、四六・〇〇〇	一・〇九二

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十五年三月七日から同月二十日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年三月七日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百七十七号

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧新別	旧					
旧	旧	百七号	百七号	横手市大沢字大沢八一番一から八九番まで		一一・〇〇〇、一九・〇〇〇	〇・一七七

新	百七号	〃
		一四・〇〇〇二七・〇〇
		〇・一七七

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十五年三月七日から同月二十日まで

県 道	大曲横手線	横手市黒川字下共和三四〇番一地先から字清水二九八番二地先まで
-----	-------	--------------------------------

秋田県告示第百七十八号  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十五年三月七日

二 供用開始の期日 平成十五年三月七日  
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十五年三月七日から同月二十日まで

道路の種類	路線名	区 間
		横手市百万刈字落合一七五番一―地先から字落合西二二三番二地先まで

秋田県告示第百七十九号  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十五年三月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧			
県 道	新	旧	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	日三市角館線	日三市角館線	仙北郡角館町山谷川崎字下大場六四番地から字大場二二〇番地先まで	四・〇〇〇 五・〇〇〇	〇・〇八〇
			仙北郡角館町山谷川崎字下大場六四番地先から字大場二二〇番地先まで	四・〇〇〇 五・〇〇〇	〇・〇八〇
			仙北郡角館町山谷川崎字下大場六四番地から字大場二二〇番地先まで	五・〇〇〇 一・一〇〇	〇・〇七一

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十五年三月七日から同月二十日まで

秋田県告示第百八十号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十四年八月二十八日付け指令由建 千九百七十で許可した開発行為に関する工事が完了した

ので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年三月七日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市宮原町二丁目十九番四号

株式会社しまむら

代表取締役 藤原 秀次郎

二 開発区域に含まれる地域の名称

本荘市出戸町字赤沼下道三十九番、四十一番七、四十四番三、四十五番四、七十

二番三十六、七十三番二、二百十八番一及び法定外公共用財産(道路、水路)

秋田県告示第八十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。

平成十五年三月七日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 本荘市出戸町字八幡下百七番地一 徳永圭一	道路の位置の指定箇所 本荘市川口字後野二一三地先、本荘市川口字家後二百二番一の内	道路の延長 十六・四五メートル	道路の幅員 五メートル	指定年月日 平成十五年二月二十一日
---------------------------------------	---	--------------------	----------------	----------------------

公 告

平成十五年二月二十八日県営土地改良事業(道目木地区ほ場整備事業(担い手育成型))の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年三月七日

秋田県知事 寺田典城

平成十五年二月二十八日県営土地改良事業(南沢地区(第二工区)土地改良総合整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年三月七日

秋田県知事 寺田典城

平成十五年二月二十八日県営土地改良事業(南沢地区(第一工区)土地改良総合整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十五年三月七日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、南秋田郡井川町坂本字系尻二十五番地伊藤正美ほか十五人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同法第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
平成十五年三月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(分水地区ため池等整備事業)計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十五年三月十日から平成十五年四月七日まで
- 三 縦覧場所 井川町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、中仙町から協議があった土地改良事業の施行について、次のとおり同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年三月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 同意年月日 平成十五年二月二十五日
- 一 事業名 土地改良事業(上桜田)(三)地区県単小規模土地改良事業(農道整備)
- 二 同意年月日 平成十五年二月二十五日
- 二 事業名 土地改良事業(田向)(二)地区県単小規模土地改良事業(農道整備)

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印 刷 所

印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話(0862)876682 FAX(0863)876683  
 E-mail:matsubara@matsubaranatsusha.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原印刷社



古紙配合率100%